

独立行政法人地域医療機能推進機構と浪江町との
医療・健康管理業務の連携・協力に関する協定書

独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「地域医療機構」という。）と、浪江町（以下「町」という。）は、医療・健康管理に関する支援分野等における連携・協力に関する基本事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 地域医療機構と町は、地域医療機構の有する良質な医療機能等を有効に活用し、強固な連携体制のもと、浪江町民の健康と生命を守り、安全と安心を提供するため連携・協力するものとする。

（連携協力事項）

第2条 地域医療機構と町は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携協力するものとする。

- (1) 医師派遣に関すること。
- (2) 医療が必要な町民の受入に関すること。
- (3) 放射線被ばく検査の受検に関すること。
- (4) 健康相談、健康指導に関すること。

（連携協力事業）

第3条 地域医療機構は、前条に掲げる連携協力事項を推進するため、双方協議のうえ、次の事業を実施するものとする。

- (1) 浪江町国保仮設診療所に毎週月曜日医師1名を派遣するものとする。
- (2) 浪江町の急性期医療並びに回復期・維持期にある患者の受け入れを行うものとする。
- (3) 浪江町の希望者に、甲状腺検査を行うものとする。
- (4) 浪江町の希望者に、リハビリ、食事指導及び健康相談を行うものとする。
- (5) 各号に掲げる事業を進めるにあたり、その条件等について必要に応じ別途個別に協定を締結するものとする。

（秘密保持）

第4条 本協定に基づき、地域医療機構と町が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。

（協定期間）

第5条 本協定の期間は、本協定の締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この期間満了の3ヶ月前までに、地域医療機構と町のいずれからも特段の意思表示がないときは、本協定は1年毎に自動更新されるものとする。

（その他）

第6条 本協定に関して協議が必要な事項が発生した場合には、地域医療機構と町は誠実に協議を行う。

本協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、各自その1通を保有する。

平成26年 5月 7日

東京都港区高輪三丁目22番12号
独立行政法人地域医療機能推進機構

理事長

双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7番地2
浪江町

町長